

令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務 仕様書

1. 目的

本業務は、伊方町瀬戸地域及び三崎地域において、原子力災害時における避難経路の通行円滑化を図るため実施した道路拡幅等の工事及び誘導標識の設置等の交通誘導対策（以下「円滑化事業」という。）について、効果検証を実施し、避難経路の通行円滑化対策に資することを目的とする。

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3. 基本方針

「原子力災害を想定した避難時間推計 基本的な考え方と手順 ガイダンス」（平成28年4月11日 内閣府（原子力防災担当）に沿った内容とすること。

4. 業務内容

（1）避難経路における円滑化事業の効果についての調査・分析

道路拡幅工事等を実施した6箇所（瀬戸地域5箇所、三崎地域1箇所）について、各箇所及びその周辺を調査・分析区間として設定のうえ、下記①から③に示す避難に係る時間の推計等を実施し、円滑化事業の効果を検査・分析すること。

調査・分析区間の具体的な設定方法については県と協議するとともに、推計に必要な地域の実情や避難特性に係る各種データを収集・整理すること。

データの項目及び収集方法等については、県と協議し、県で提供可能なものは提供する。また、必要に応じて現地調査を行うこと。

① 円滑化事業後における避難に係る時間の推計

狭小幅員区間における車両のすれ違い等の挙動を加味し、円滑化事業後の道路状況等における避難に係る時間を、シミュレーションを用いて推計すること。

② 円滑化事業に係るアンケート調査の評価・分析

県が住民等に対して実施する円滑化事業に係るアンケート調査結果の評価・分析を実施すること。

③ その他の効果についての評価（独自提案）

上記の他に円滑化事業によって得られる効果がある場合は、独自提案として評価・分析を実施すること。

（2）検証結果の取りまとめ

上記（1）の調査・分析結果を踏まえ、円滑化事業の効果について整理し、取りまとめること。

なお、検証結果の取りまとめにあたっては、令和6年度に本県が実施した「原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る課題調査・分析業務」の調査結果*と比較・検証を実施すること。

※令和6年度に実施した調査結果報告書等については、契約締結後に受託者に提供する。

5. 成果品等の提出

本業務の成果品として、調査報告書等を作成し、下記の事項に留意の上、県に提出すること。

また、成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は、県の承諾を得ず業務の成果を他に公表、貸与、共用しないこと。

なお、受託者は、成果品を業務完了年度の翌年度から起算して、10年間保管すること。

(1) 業務計画書

契約後、業務開始前に本業務の全体のスケジュール、実施計画及び連絡体制等を記載した業務計画書を提出すること。なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更計画書を提出すること。

(2) 納入成果品

次の成果品について、県の確認を受けた上で、納入すること。

① 概要版

概要版は、PowerPoint 等により作成し、作画や画像により調査結果の内容がわかりやすい体裁とし、冊子として2部作成すること。

② 調査報告書（本編、資料編）の作成

調査報告書（本編、資料編）を冊子として2部作成すること。

③ 打合せ簿

県やその他関係者との打合せ内容を記録簿として1部作成すること。

④ 納品

上記を含む成果品一式については、印刷物に加え、電子データ（PDF データに加え、可能な限り Word、Excel、PowerPoint 等編集可能なデータでも作成すること。）も納品すること。（電子データの記録媒体は、報告書等とともにパイプ式ファイル（A4）に綴じこむこと。）

⑤ その他

その他詳細は、県との協議による。

6. 成果品の提出期限

令和9年3月31日とする。

7. その他留意事項

(1) 事業実施にあたっては、知的財産権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、必要がある場合には受託者の責任において適切に権利を利用すること。

(2) 本事業に係る第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- (3) 委託料には、調査に要する交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする資機材の運搬費、資料作成費、成果品の印刷費等を含む。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び円滑化事業の進捗状況による影響については、必要に応じ県と協議の上、処理するものとする。